

唯物論研究協会 第 28 回研究大会 シンポジウム「権力的人間観へのオルタナティブ——〈格差社会〉に抗して」報告

## 〈自由放任型個人主義〉から〈個人化のポリティクス〉へ

鈴木 宗徳 (南山大学)

## 1. 「機会の平等」論の陥穽

「日本に新たな階層分化が生じている」「格差社会になりつつある」という指摘は、5年ほど前、バブル崩壊から10年が経った頃から論壇で目立つようになった。そうした議論の多くに見られるのは、「機会の平等」の重要性を強調する傾向であり、一方の「結果の平等」への配慮をにじませた議論は、むしろ少数である。ここで言う「機会の平等」論とは、「負け組」の階層が親から子へと再生産されることによって、彼らの階層を上昇する意欲が喪失してしまうという問題の指摘であり、例えばこれを、荻谷剛彦は「インセンティブ・ディバイド」と呼び、山田昌弘は「希望格差社会」と呼んでいる。斎藤貴男の著書『機会不平等』がもっとも端的な例であるが、いずれの論者も、競争に参加するスタートラインですでに階層間にハンディが生じていることを問題にしており、すなわち、競争に参加する機会の不平等、さらには競争に参加する意欲の不平等を批判しているのである。

格差社会を生み出しているのは、まぎれもなく、自由放任を基調とする新自由主義的政策である。そう考えるならば、「機会の平等」論者たちの主張は、剥き出しの新自由主義に比べればかなりマシな議論であって、その意味で、「権力的人間観」のオルタナティブになり得るのではないかと期待するむきもあるかもしれない。しかし本報告の主張は逆であり、むしろ「機会の平等」論にはいくつかの陥穽がひそんでいることを指摘するものである。

本報告では、主として次の三つの論拠を用いて「機会の平等」論を批判する。1. 「機会の平等」論は、しばしば「負け組」からの脱出をめざす「自立支援」という政策に結びつく。しかしこうした政策は、例えば失業というリスクを自己責任において克服すべき「個人的な問題」へと縮減してしまい、それが本来は「社会的な問題」であることを隠蔽する効果をもつ（「個人化のポリティクス」）。2. 「自立支援」の政策はしばしばカウンセリングといった方法を用いるが、こうした方法自体が、社会的な水準の問題（＝下部構造の問題）を心理的な水準の問題（＝上部構造の問題）として解決させるというイデオロギイ的効果をもっている。3. 「自立」を善であるとして称揚することは、「依存」を悪であるとして否定することに、容易にむすびつく。これは、福祉を媒介として国家や社会に依存せざるを得ない弱者にたいし、スティグマを与えかねないものである。

「機会の平等」論は、全員が同じ競争のスタートラインにつくべきであるという理想を、暗黙の前提としている。そこにはさらに、一時的に競争から離脱した者は即座に戦線に復帰しなければならない、という理想も見え隠れする。しかし、社会の中にはそもそも競争をすることができない真の弱者が存在することに目を向けるならば、むしろ「機会の平等」以上に強調されなければならないのが、「結果の平等」であろう。しかし、日本にかぎらず先進資本主義国においては、依然として「結果の平等は悪平等である」という偏見が根強いように思われる。こうした偏見を打破する必要があるとするならば、まずは先に「機会の平等」や「自立支援」のイデオロギイ性を暴露するという迂回した戦略をとらなければならないというのが、報告者の基本的な立場である。

## 2. 第三の道とは何か

はじめに手がかりとするのが、同じ「機会不平等」の克服を最優先課題とする、イギリス・ブレア政権による「第三の道」の政策であり、そのブレンである社会学者、アンソニー・ギデンズの主張である。97年に政権交替をはたしたトニー・ブレア率いる新生労働党（ニュー・レイバー）のスローガンである第三の道

は、「構造化理論」や「モダニティの社会学」でも知られるギデンズの著作に多くを負っている。

第三の道とは、社会民主主義（第一の道：オールド・レイバー）と新自由主義（第二の道：サッチャリズム）の双方を超える道という意味である。「左」の社民主義による「揺り籠から墓場まで」の高福祉高負担政策が、産業の停滞と労働者の福祉依存（モラルハザード）を招いたとするサッチャー政権は、80年代、サブライサイド重視の新自由主義改革を断行する。結果としてイギリスの景気は上向いたものの、後に残されたのは階層間格差の問題であった。

第三の道の政策には、左右それぞれの主張と重複するものも多数あるが、両者に還元されない論点が「機会の平等」の主張である。第三の道は、「結果の平等」の必要性を否定はしないものの、「機会の平等」をより重視している。一方の新自由主義が平等や公正を無視し格差拡大を容認するのにたいし、他方の社民主義は「結果の平等」のみを志向し、競争の敗者が自助努力によって競争に復帰することを諦めさせてしまう。格差拡大と“福祉依存”が生み出したイギリスの問題は、イギリスのみならずフランスなどにおいても、「失業」よりむしろ〈社会的排除 social exclusion〉と呼ばれることが多い。〈社会的排除〉とはさしあたり、雇用のみならず、教育・医療・住宅環境などのさまざまな点で階層間の格差が拡大し、不平等が世代を超えて再生産され、社会の統合 integration が不全状態に陥ることを指す。福祉の恩恵を被る失業者たちが、失業者という地位に甘んじるだけでは、その子弟たちもまた同じ運命をたどる。その結果が、都市郊外に生まれる非行・犯罪の多発地域であるとされる。

〈排除 exclusion〉を〈包摂 inclusion〉に転換するために第三の道が主張するのが、「機会の平等」、すなわち教育・訓練および（失業者などの）再教育・再訓練である。これを彼らは、「労働のための福祉 welfare to work」もしくはポジティブ・ウェルフェアと呼んでいる。わが国では通例、ワークフェアと呼ばれているものである。ギデンズは、新自由主義による不平等の是認は労働者の潜在能力を無駄にするものだと批判する。労働市場の自由化は、企業に労働者を教育するインセンティブを失わせる。企業にとっては、教育・訓練にコストをかけたところでいつ辞められるかわからず、新規に能力のある者を雇用した方が有効だからである。「排除」された者にも競争の「機会」を与える「平等」を、政策が保障しなければならないというわけである。

そのためにブレア政権は、「労働のための福祉プログラム Welfare-to-work Program」なるものを導入している（詳細については [藤森 2002]）。そのうち、たとえば若年失業者対策についていえば、失業者にまず四カ月の職業・教育訓練の機会を与えたうえで、四つの選択肢（①民間部門での就労、②フルタイムの職業・教育訓練、③ボランティア団体での就労、④環境保護団体での活動）を提示する。そして、そのいずれをも拒否した者には、失業手当の給付がカットされる。失業手当を無制限に与えるのではなく、失業者には、積極的に職探しをする義務が伴わなければならないというわけである。ギデンズは、「権利には必ず義務が伴う」ことを強調し、しばしばその権利を軽視する姿勢が批判されるほどである。就職活動には個人アドバイザーが付き、精神的ケアも含めたカウンセリングが行われている [藤森 2002, 215]。すなわち就職活動は、なかば強制的に進められると言ってよい。

こうした政策を正当化するために、ギデンズは自らが理想とする人間観について語っている。彼はたとえば、「責任あるリスク・テーカー」の社会をつくることを目指すと述べる。「リスクを積極的に引き受けることこそが、経済を活性化させ、社会を改革するための不可欠の営為なのである」 [Giddens2000, 35=76]。人は、「状況が悪化した際には保護を必要とするが、人生における重大な転換期を乗り切るために必要な、自前の経済力と精神力を持ち合わせていなければならない」 [Giddens1998, 100=170]。政治の役割は、「リスクのポジティブでエネルギー的な側面を活用し、リスクの引き受け手にたいして資源を供与すること」 [ibid. 116=195] にある。ギデンズの強調する教育・訓練は、初等・中等教育に限定されるものではない。むしろ人生の全体にわたって、くりかえしプランを設計しなおせる能力を与えることが、その目的である。たとえ

ば高齢者についても、年金受給者ととらえるのではなく、むしろ人的資源とみなさなければならない。

### 3. 失業対策の心理学化

報告者は、こうしたギデنزの人間観は——ふつう政治とは無関係と思われている——彼の社会学の著作においても共有されているものであると考えている。彼は『モダニティと自己アイデンティティ』(1991)において、「高度近代」という時代においては、自己アイデンティティと人生を「再帰的 reflexive」に繰り返し設計し直すことが一般的になると説明し、そのためにカウンセリングやセルフ・セラピーという方法を用いることが重要になると指摘している。セルフ・セラピーをおこなう者は、繰り返し「いま起こっていることは何なのか？」とみずから問い直し、アイデンティティを一貫した自己の物語として構築しなおすことが求められる。自伝をつねに修正することが奨励され、既成の行動パターンを打ち破り、依存を脱することが目標とされ、そのためには個人的リスクを意識することも必要とされる。「家を離れること、新しい勤め先を見つけること、失業に直面すること、新しい関係をつくること、異なる地域やルーティーンの間を歩き来すること、病気と対峙すること、セラピーを始めること——、これらはすべて、パーソナルな危機が切り拓く新しい機会を掴むために、意識的に演出されたリスクを作動させることを意味する」[Giddens1991, 79]。

こうした「自己アイデンティティを再帰的に構成する」現代人の姿は、たしかに、社会学者としてのギデنزがおこなう客観的な描写であり分析である。しかしそれが、第三の道の文脈で彼が主張する理想として人間像と同一であるとしたら——報告者は同一であるとする——、彼の社会学が孕むイデオロギー性は明らかである。再帰的に人生の物語を構成するという人間像は、本来は社会的な問題であるはずの失業や離婚というリスクを、過去の個人的エピソードであるとして納得するように躰けられた人間にほかならない。そしてカウンセリングやセラピーは、そのように躰けられた人間を生み出すために国家が用いる手段なのである。

彼は、『左派右派を超えて』においてすでに、個人の幸福にとって内面世界の管理、あるいはアイデンティティのマネジメントが重要であることを主張している。彼は、これまでの左派が物質的条件ばかりを強調してきたことを批判し、むしろ、失業の原因には「否定的な自己アイデンティティの物語」があることを指摘する。彼が問題視するのは、たとえば「意欲の喪失——いつの間にか無関心、無感動、あるいは絶望に陥ること——と、衝動強迫性、つまり、自分では抑制できない感情的過去にたいする切羽詰った依存」[Giddens1994, 192=243]であるとされ、国家は「依存状態の予防に重点をおくかたちで」[ibid. 195=247]福祉をおこなうべきであると主張している。

### 4. 個人化のポリティクス

こうしたギデنزの思想は、「自由放任」型の新自由主義の思想とは対極にありながらも、それとは別の意味で空恐ろしさを感じさせるものである。言ってみれば、彼の思想は「放任」ではなく「訓育」である。直面する問題を克服するさい、内面世界のマネジメントに照準が絞られることによって問題はますます「個人化」し、その結果、人々はますます「自己責任」原理の畏に落ちこんでゆく。たとえば齋藤純一は、第三の道の政治が自己統治 (Self-governmentality) の意欲や能力に欠けるとされる人びとをマークする危険性をはらむと、批判している [齋藤 2001]。こうした訓育の政治の問題性を明らかにする上で有益なのが、ウルリッヒ・ベックの「個人化」の議論である。

ギデنزの再帰性理論は、ベックの名著『リスク社会』(1986)で展開されている「個人化」という時代分析から大きな影響を受けている。「個人化」とは、個人のライフスタイルが多様化し、それによって個人の選択の可能性が拡大し、同時に個人の選択 (=意志決定) の責任が増大したことを指摘する議論である。

ベックによれば、「個人化」が進展する以前、個人の意志決定の責任が現代ほど重くはなかった原因は、たとえば「階級」という集団的アイデンティティが強固だったからである。この文脈では、「個人化」とはさしあたり階級アイデンティティの弱体化を指すと理解してもかまわない。所得の格差という意味での「階層」は依然として存在するものの、階級文化や階級的アイデンティティ、さらには階級にもとづく連帯は消滅してしまったと、ベックは主張している。それによって、「失業はもはやある特定の階級が見舞われる過酷な出来事ではなくなり」、「大量失業が個人的運命として人間に負わされる」（傍点引用者）時代がやってきたと述べるのである。

こうした認識はギデンズにも共通するが、ベックがギデンズと異なるのはここから先である。ベックの場合、彼はこうした「個人化」という現象について、若干ではあるが批判的な言明をおこなっているのである。彼が「大量失業が個人的運命となる」と言うとき、それは、大量失業という現象が、政治的抗議なしに受け入れられてしまっている現状にたいする批判を含んでいる [Beck1986, 149=181]。

「労働組合や政治による雇用労働者のリスクの処理形式は、個人化しつつある、法的・医学的・サイコセラピー的なカウンセリングないし補償と、競合関係にたつ。」 [ibid. 155=189]

「社会問題が、直接、心的性向の問題へと変えられた。つまり、個人レベルにおける満ち足りない気持、罪の意識、不安、葛藤、ノイローゼの問題となった。…ここには、現代の『心理学ブーム』の根もある。」 [ibid. 158-9=193]

かつて、失業というリスクは労働組合や政治によって処理されていたが、今日ではその役割をカウンセリングやセラピーが担っている。両者が「競合関係にたつ」というのは、現在、カウンセリングやセラピーが政治的問題を処理している、すなわちそれが政治的な装置であるということにほかならない。こうして、失業というリスクが政治的抗議という回路を通じて暴発することはたくみに回避され、カウンセリングに代表されるまさしく個人的な回路によって、処理＝ガス抜きされるのである。逆に言えば、社会的な問題、あるいは政治的な問題を個人的な問題として処理するところに——すなわち大衆を脱政治化するところに——、カウンセリングを用いた方法の隠された政治的意図があるとも言えるのである。こうした意図を隠しもった政策を、本報告では〈個人化のポリティクス〉と呼ぶことにしたい。

日本より10年から20年早く格差社会に突入した米英では、たとえば92年のロス暴動といった事件は、為政者にとって忌まわしい記憶なのであろう。〈個人化のポリティクス〉が、反乱や暴動や犯罪を回避する、すなわち階層分化による社会統合の解体という危機を回避する政治手法のひとつであることは、強調しておかなければならない。その意味で〈個人化のポリティクス〉は、保守派が伝統的におこなってきた「国民」統合という政策の代替物もしくは補完物にほかならない。上からのイデオロギーの押し付けによる統合なくして反抗を沈静化するのが、こうした政策の核心なのである。

今日の個人主義を、粗暴な「強者の個人主義」であるとばかり理解する必要はない。その一方には、カウンセリングという手法を用いて弱者には弱者なりの運命を受け入れさせ、自暴自棄になったり無目的に反乱したりすることを抑制するという、ある意味で洗練された発想が存在し、それは、たとえばアメリカの文化に——「告解」という前史をもちつつ——深く根ざしたものでもある。

## 5. 依存のスティグマ化

すでに米英で行われている〈個人化のポリティクス〉は、日本と無関係な話ではない。その萌芽は、近年「自立支援」という名のもとに導入されているさまざまな施策のうちに見ることができる。「若者自立・挑戦プラン」しかり、「障害者自立支援法案」しかりである。

失業し、さらには“ひきこもり”になった“ニート”たち（これもイギリスで生まれた言葉である）を「自立」させるためには国家的な施策が必要だという論調は、日本でもすでに幅広い合意を得ていると思われる。こうした議論の先鞭をつけたのが、1996年に宮本みち子らによって訳された、イギリス人社会学者たちの著作『若者はなぜ大人になれないのか——家族・国家・シティズンシップ』（G・ジョーンズ、C・ウォーレス著、1992）である。これは、「依存した子ども」が「自立した市民」になる過程で国家や家族がどのように介在しているかを分析した研究書である。政策提言を目的とした本ではないが、サッチャリズム批判を軸に書かれていることは明らかである。つまり、サッチャーは「小さな国家」を実現するために「家族の道徳的責任」を過度に強調し、結果として若者の家族への依存を助長してしまったという主張である。むろん、格差社会においては若者を依存させる経済的余裕のある家族は限られているため、若者間での格差を拡大させたことが批判されているのである。したがって、明に暗に主張されているのは、若者の「自立」のためには国家的介入が必要だという思想である。

国家的介入の是非はともかく、なにより本書が報告者にとって奇異に映るのは、若者が経済的に自立することが「シティズンシップを獲得する」ために不可欠の前提であるとして論じられていることである。「シティズンシップ」という言葉の意味するところについては T・H・マーシャルなどをひきつつ論じているものの、結局のところ釈然としない。しかしこうした議論はブレア政権のインクルージョン政策にも引き継がれ、その政策目標もまた「シティズンシップの付与」であるとされている。

しかし、シティズンシップの付与如何について、経済的に自立しているかどうかをメルクマールとして判断することは、そもそも「自立」する能力をもたず、国家や社会に「依存」せざるを得ない真の弱者にたいしてスティグマを与える危険性を孕んでいる。こうした「依存のスティグマ化」という問題を考える上で、ナンシー・フレイザー（とリンダ・ゴードンによる共著）の論文、「『依存』の系譜学——合衆国の福祉制度のキーワードをたどる」（1994）[Fraser1997]を参照してみたい。

この本でフレイザーたちが批判しているのは、若者の自立云々の問題ではなく、“福祉依存”は悪であるという一般的な偏見である。彼女たちによれば、アメリカにおいて「福祉依存」という言葉が喚起するイメージは、なにより「しばしば 10 代の、未婚で、性行動をコントロールできない、黒人の『生活保護を受けた母親 welfare mother』」であるという。加えて、この「依存」という言葉は、こうしたシングル・マザーたちの“福祉依存”が、心理的問題であるかのように見せかけるものであるという。

1980年代以降、「薬物依存」や「アルコール依存」といった言葉が、嗜癖（addiction, 中毒）の婉曲表現として広く用いられるようになる。“福祉依存患者”はアル中患者と同一視され、そのスティグマ化が進む。なかでも「依存」する女性への偏見を生み出す原因のひとつとなったのは 1981年に出版された『シンデレラ・コンプレックス』という本で、女性には「自立への恐怖が隠されており」「救い出されたいという願望」があると論じている。さらに 1980年代末には、「共依存」を女性に特有なものとなす膨大な書物が出版されたという（共依存とは、他者にたいして自己犠牲的に献身することによって自分の存在意義を見出そうとする病理現象。夫婦間、とくに妻の側に多いとされる）。フレイザーたちは指摘していないものの、この時期に共依存をあつかった書物のひとつとしてギデンズの『親密性の変容』（1992）を挙げてよいだろう。嗜癖や共依存について社会学的に論じたこの本は、“福祉依存”については一言も触れてはいないものの、丹念に読めば自立を肯定し依存を否定するという政治的含意が隠されているのは明らかである。（フレイザーには触れていないものの、アダルト・チルドレン概念の普及など、依存の心理学化という状況が日本にも見られることを指摘しているのが、[山家 2003]である。）

フレイザーたちは、フーコーに倣って「依存」概念の系譜学を展開する。かつて産業化以前の社会においては、女性のみならず、男性も経済的に他者に依存していることは、正常であるとされていた。しかし 18世紀以降、産業化とともに「依存」の一部に恥辱的な意味が与えられ、スティグマ化していった。つまり、

ある種の「依存」は“黒人”には相応しいが“白人”には相応しくない、“女性”には相応しいが“男性”には相応しくない、といった観念が生まれたのである。さらに民主主義の時代に成立した「シティズンシップ」という概念は「自立」概念を基礎としており、市民的諸権利と参政権を勝ち取った白人男性労働者こそが、いち早く「依存」を脱した者と見なされた。依存はシティズンシップと対立するものとして理解されていたのである。その一方で、有産者、すなわち「労働せずに生活できる者」を指して「自立している」とする用法が一時期登場するものの、プロテスタント的な労働倫理の影響のもと、じきに白人男性労働者たちは「賃労働による自立」を主張する方向へと移動してゆく。

産業主義の時代には、「依存」を体現する三つのイメージが生まれた。第一は慈善に依存する「被救済民 pauper」で、性格は破綻し意志は薄弱な者たちであると侮蔑的に捉えられていた。これが「依存」の道徳的・心理学的用法のはじまりである。第二は、植民地の原住民および奴隷で、人種主義によって生得的に「依存的」であると見なされた。第三は「主婦」である。「賃労働による自立」を主張する男性たちのプライドは家族賃金という理想を掲げ、それが達成される過程で「男性への女性の依存」が要請されたのである。

19世紀末になると、「依存」は福祉と関連をもつようになる。とくにアメリカという国では、独立革命が「自立」の価値を安定化させて以来、「依存」は個人の性格の欠点を表す概念として練り上げられていった。「自立」概念は、一方では労働運動や女性運動を強化したものの、他方で、アメリカでは「依存」を自明とする封建的な階層秩序が不在であることによって、貧者が公的扶助を受給することにたいする反感を強めていった。福祉の享受は恥辱をとまなう行為となり、これがさらに、国家への依存よりは男性への依存の方が好ましいという観念を強化することに手を貸した。シングル・マザーを“福祉依存”の典型として蔑視する見方は、こうして生まれたのである。

ポスト産業主義の時代に入って、「家族賃金」が崩壊し、女性も労働者に組みこまれるようになると、あらゆる「依存」が「回避できるもの」、さらには「非難されるべきもの」となった。社会構造的に「依存」が不可避である状況などもはや存在しないとみなされ、残存する「依存」はすべて個人の落ち度であるとされてしまう。こうした「依存の個人化」に拍車をかけるのが、「依存」概念の心理学的・セラピー的用法である。共依存に荷担する者は咎められ、看護労働者や介護労働者を含めて、依存者の世話をする者の地位の低さが強調された。1980年、米国精神医学会は「依存性人格障害」を正式な精神病理としたが、その定義によれば「この障害をもつ人々は、過大なる量の他者からの助言や励ましなしには日々の決断を行うことができず、…この障害は、…女性においてより頻繁に診断される」とされている。ついに「依存」の背後にある社会的関係性は隠蔽され、「依存」は人格障害の問題に縮減されてしまったのである。92年のロス暴動に際して当時の副大統領ダン・クエイルは、「われわれの都心は、子どもをもつ子どもらによって…つまり、薬物や生活保護という麻薬に依存した人々によって満たされている」（傍点引用者）と述べたという。

## 6. 〈個人化のポリティクス〉から〈連帯〉へ

以上の考察を踏まえた上で、一体どのようにして「権力的人間観へのオルタナティブ」が構想できるだろうか。

まず、なによりそれは、新自由主義のみならず、そのオルタナティブを自称する〈個人化のポリティクス〉までも同時に乗り越えるものでなければならない。そのためには、第一に、社会的問題を個人的問題へと還元する〈個人化〉の趨勢に抗することが不可欠であり、第二に、「依存は悪である」としてスティグマを与えられている人々が「安んじて他者に依存できる」社会、あるいは「失敗を自分のせいになくてもよい」社会をつくり出すことが必要である。そのためには、「自立」や「シティズンシップ」よりも、——「個人化」に抗する意味で——〈連帯〉という価値がさらに上位に位置することを確認しなければならない。

自己責任原理の空虚さを言葉で否定することはたやすい。しかし自己責任原理によってアイデンティティ

を傷つけられた人々と連帯し、彼らとともに「安んじて他者に依存できる社会」をつくりあげるといふ課題は、けっして容易なことではない。こうした困難な課題を遂行するうえでヒントとなるのが、フランスの社会学者ディディエ・ドマジエールとマリア＝テレザ・ピニョニによる『行動する失業者——ある集団行動の社会学』である。

本書は、97年から98年にかけておこなわれた失業者たちによる大規模な集団行動を、「驚き」とともに分析したものである。それが「驚き」であるというのは、失業者が連帯して行動を起こすなどけっして容易ではないからである。先に紹介したベックの「個人化」の議論では、大量失業は「満員のバスに乗り合わせた乗客」に喩えられている。すなわち、失業というバスはつねに満員であるにもかかわらず、お互いが無関係に乗車と下車をくりかえし、乗車中はお互いに口もきかない、という状態である。たしかに失業者は年齢も技能も失業期間も様々であるし、求職中であるかぎりお互いに競争相手であらざるをえない。しかしドマジエールたちは、——ベックの名は挙げていないものの——社会学者が失業者の孤立化や脱社会化ばかりを強調していることに抗議している。そしてその反証として、失業者が連帯した実例を強調するのである。さらに彼らは〈社会的排除〉という概念をも批判し、この概念こそが失業者と非失業者——なかでもワーキング・プア——を分断し、両者に共通する問題をもとに解決することを阻害するものだと批判している。

97年の抗議行動は、暴動でもなければ反乱でもなく、計画的に練り上げられた主張を掲げたものであった。ドマジエールたちによれば、この行動は「失業者」の定義を根底から変革する意義をもつという。従来の定義では、失業者とは求職活動をする義務をもち、それゆえ雇用と再雇用とのあいだの過渡的な状態にある者とみなされていた。その意味で失業者は不完全な者であるというスティグマを与えられていると、彼らは言う。したがって、失業者が連帯することはおろか、失業者に代表権を付与することなど不可能であると見なされてしまう。しかしこの集団行動はこうした定義そのものに抵抗し、失業者の組合に失業者の代表権を認めさせることを主張していた。

集団行動の意義はこれにとどまらない。記者の都留民子が強調していることでもあるが、失業者たちは「参入最低限所得RMI<sup>ミニ</sup>」（ある種のベーシック・インカム）を、「法定最低賃金SMIC」の二分の一から三分の二に引き上げることを要求していた。これを都留は、低賃金で不安定な雇用など「不適切な雇用を拒否する権利」を認めさせるものであると表現している。この点は注目に値する。たとえば、失業者が得る「最低限所得」とワーキング・プアが得る「最低賃金」との間の差が大きい場合、それは失業者に求職活動をさせるインセンティブとしてはたらく。しかしそれは事実上、失業者に低賃金・不安定雇用への就労を強要するものであり、結果として低賃金・不安定雇用が増大している現状を追認することにほかならない。逆に、「最低限所得」と「最低賃金」との差がゼロに近づけば、失業者に「不適切な雇用を拒否する権利」が与えられたことを意味するのである。

本報告で紹介した「自立支援」という美名の下でおこなわれているワークフェア政策とは、じっさいには「不安定雇用への就労を強要する」政策へと容易に転化しかねない。この点は、第三の道の本質を理解するうえでも重要である。ブレア政権が強調する再教育・再訓練は、けっして高度に専門的な知識や技能を修得させることを主眼としたものではなく、むしろ履歴書の書き方や面接の心得など、基本的なりテラシーにかかわる教育ばかりがおこなわれているという指摘がある〔伊藤 2003〕。この指摘が正しいとするなら、幸運にも再就職を果たした者であっても、結局は不安定な地位を転々とするだけ、——ということになる。失業者を減らしはするものの、ワーキング・プアを増やすのがこの政策だ、というわけである。

格差社会を根底から変えようと思うなら、むしろ「不適切な雇用を拒否する権利」を認めさせなければならない。そのためには、一定のベーシック・インカムの構想が不可欠である。すなわち失業者が得る「最低限所得」をある程度高い水準で設定し、それを梃子にしてワーキング・プアが得る「最低賃金」を引き上げさせる、という戦略である。そしてこれを達成するためにこそ、失業者同士の連帯とともに、失業者とワー

キング・プアとの連帯が不可欠なのである。

#### 文献

- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp. (東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局、一九九八年.)
- Blair, Tony, 1998, *The Third Way: New Politics for the New Century*, Fabian Pamphlet 558. (『生活経済政策』編集部監訳「『第3の道』——新しい世紀の新しい政治」、同編『ヨーロッパ社会民主主義——「第3の道」論集』、生活経済政策研究所、二〇〇〇年.)
- Dean, Mitchell, 1999, *Governmentality: Power and Rule in Modern Society*, Sage.  
ディディエ・ドマジエール、マリア＝テレーザ・ピニョニ、都留民子監訳『行動する失業者——ある集団行動の社会学』法律文化社、二〇〇三年.
- Fraser, Nancy, *Justice Interruptus: Critical Reflection on the "Postsocialist" Condition*, Routledge, 1997.  
(仲正昌樹監訳『中断された正義』御茶の水書房、二〇〇三年.)
- 藤森克彦『構造改革ブレア流』TBSブリタニカ、二〇〇二年.
- Giddens, Anthony, 1991, *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Stanford University Press. (秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会』ハーベスト社、二〇〇五年.)
- Giddens, Anthony, 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*, Polity Press. (松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ、愛情、エロティシズム』而立書房、一九九五年)
- Giddens, Anthony, 1994, *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*, Polity Press. (松尾精文・立松隆介訳『左派右派を超えて——ラディカルな政治の未来像』而立書房、二〇〇二年)
- Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Polity Press. (佐和隆光訳『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社、一九九九年.)
- Giddens, Anthony, 2000, *Runaway World: How Globalization Is Reshaping our Lives*, Routledge. (佐和隆光訳『暴走する世界——グローバリゼーションは何をどう変えるのか』ダイヤモンド社、二〇〇一年)
- 伊藤大一「ブレア政権による若年雇用政策の展開」『立命館経済学』第五二巻第三号、二〇〇三年.
- Jones, Gill and Claire Wallace, *Youth, Family and Citizenship*, Open University Press, 1992. (宮本みち子監訳・鈴木宏訳『第2版 若者はなぜ大人になれないのか——家族・国家・シティズンシップ』新評論、二〇〇二年.)
- 小澤浩明「格差問題を考える——新自由主義とメリトクラシーの視点から」『唯物論研究年誌』第10号、青木書店、二〇〇五年.
- 齋藤純一「『第三の道』と社会の変容——社会民主主義の『思想』的危機をめぐって」、日本政治学会編『日本政治学会年報 二つのデモクラシー』岩波書店、二〇〇一年.
- 酒井隆史『自由論——現在性の系譜学』青土社、二〇〇一年.
- 渋谷望『魂の労働——ネオリベラリズムの権力論』青土社、二〇〇三年.
- 武川正吾・宮本太郎・小沢修司「座談会 ワークフェアとベーシック・インカム——福祉国家における新しい対立軸」『海外社会保障研究』147号、二〇〇四年.
- 山家歩「依存を通じたの統治——ACや共依存に関する言説についての検討」『ソシオロジ』第47巻3号、二〇〇三年.